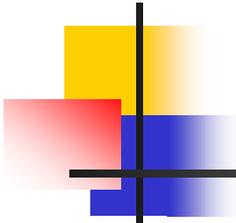


## 適正な法人運営のためのポイントと労務管理

---

法人運営に関して見落とされがちな点や労働時間・保険加入手続等の  
労務管理のポイントについてご説明いたします。

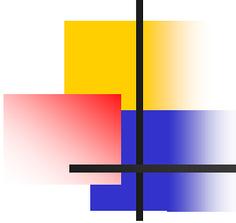


# 第1章 適正な法人運営のポイント

---

「おおさかNPO法人運営マニュアル」から下記の内容をご説明します。

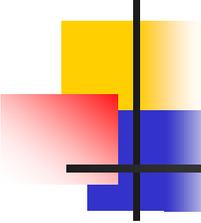
- n 定款って何？ P21
- n 法人の事務所はどうすればいいの？ P22
- n どうして、事業報告書等を提出しなければならないの？ P23
- n 理事・監事の役割って何？ P31
- n 社員総会はどうすればいいの？ P34



## 第2章 労務管理について

---

- n 労働時間等
- n 年次有給休暇
- n 役員と労働者の違い
- n 労働保険・社会保険の基礎
- n 労働保険・社会保険の加入条件
- n 就業規則を作成しましょう！
- n ボランティアと労働者、業務委託の違い
- n 労働者性
- n NPO法人によく見られる労務問題



# 労働時間等 1

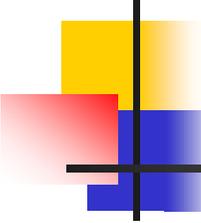
---

## 法定労働時間

- n 原則として、1日8時間、1週間に40時間を超えて労働させることはできません。
- n 特例措置対象事業場(常時使用する労働者数9人以下の商業、映画・演劇業(映画の製作の事業は除く。)、保健衛生業、接客娯楽業)については、週44時間となります。

## 時間外労働協定(36(サブロク)協定)

- n 法定の労働時間を超える時間外労働、法定休日における休日労働をさせるには、労使協定を結び、**所轄の労基署に提出が必要です。**



# 労働時間等 2

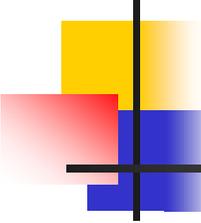
---

## 変形労働時間制

- n 労使協定または就業規則等において定めることにより、一定期間を平均し、1週間当たりの労働時間が法定労働時間を超えない範囲内において、特定の日又は週に法定労働時間を超えて労働させることができます。
- n 変形労働時間制には、(1)1ヶ月単位、(2)1年単位、(3)1週間単位の3種類あります。

## 休憩

- n 休憩は労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上、労働時間の途中に与える必要があります。



# 労働時間等 3

---

## 休日

- n 少なくとも毎週1日の休日か、4週間を通じて4日以上の日を与えることが必要です。

## 割増賃金

- n 法定労働時間を超える労働、深夜労働(午後10時～午前5時)、法定休日に労働させる場合には、割増賃金の支払いが必要です。

法定時間外・深夜労働 25%以上、法定休日労働 35%以上

※60時間を超える分は50%以上(中小企業の猶予措置は2023年3月末まで)

- n 複数の職場で働く人の労働時間は全て合算し、割増賃金の支払い義務は法定労働時間を超えて働かせている事業主になります。

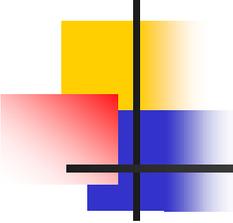
# 年次有給休暇

- n 入社日から6ヶ月間継続勤務し、所定労働日の8割以上出勤した労働者に10日与えられます。以後は1年ごとに下記のようになります。

勤続期間	6ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月	6年6ヶ月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

- n パート・アルバイトでも発生します。(週30時間以上の人の上の表)

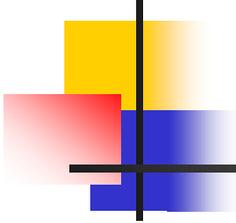
週所定労働日数	1年間の所定労働日数	勤続期間						
		6ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月	6年6ヶ月以上
4日	169～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日



# 役員と労働者の違い

---

- n 役員(一般的な会社では取締役・監査役、NPO法人では理事・監事)は労働者ではないため、労働基準法の適用を受けません。
- n 労働者は労働契約ですが、役員は委任契約なので、労働時間の管理は基本的には不要で、残業しても報酬が増える訳ではありません。
- n ただし、取締役工場長のように役員でありながら、労働者としての地位を有している場合は、労働者としての部分は、労基法が適用されます。(「**使用人兼務役員**」または単に「**兼務役員**」といいます)
- n 形式的に役員となっても、実態として労働者であるという場合は、労働者として労基法の適用を受けることになります。



# 労働保険・社会保険の基礎 1

---

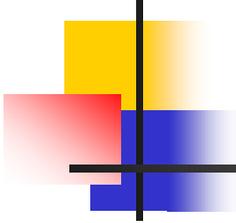
☆労働保険・・・労災保険と雇用保険の2つを指します。

## n 労災保険

労働者が業務上または通勤によって負傷したり病気になったり、不幸にして亡くなった場合などに被災労働者や遺族に対して給付があります。

## n 雇用保険

失業給付(一定期間、一定の金額の給付を受けられます)、育児や介護休業の際の給付、高年齢雇用継続給付や教育訓練給付金などがあります。



# 労働保険・社会保険の基礎 2

☆社会保険・・・健康保険と厚生年金の2つを指します。

広い意味で労働保険も含めて社会保険という場合もあります。

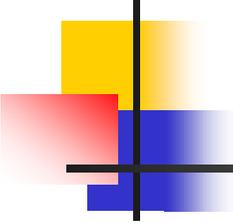
## n 健康保険

業務外の病気やケガ、死亡、出産に対する給付。扶養家族も対象。  
治療費の3割は自己負担。出産手当金、傷病手当金、埋葬料など。

## n 厚生年金

公務員や私立学校の教職員を除いた会社で働く人が加入する年金制度。NPO法人も強制適用の事業所になります。

老齢・障害・遺族の3種類の年金給付があります。



# 労働保険・社会保険の加入条件

NPO法人であってもスタッフが次の加入条件を満たせば、株式会社と同様に保険加入しないといけません。

## n 労災保険

労働者を雇用した場合は、労働時間の多少に関わらず**すべての人**

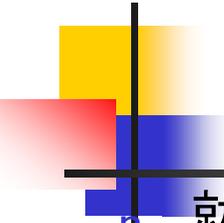
## n 雇用保険

1週間の所定労働時間が20時間以上、31日以上引き続き雇用される見込みがある人。平成29年より65歳以上の人も適用対象に。

## n 健康保険・厚生年金

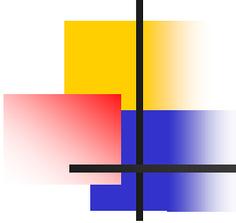
適用事業所に常時雇用される70歳未満の人。

**パート・アルバイトでもその事業所の正社員の所定労働時間及び労働日数の4分の3以上働く人は加入対象になります。**



# 就業規則を作成しましょう！

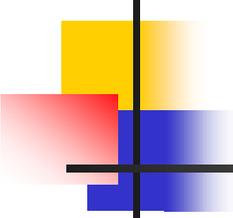
- n 就業規則とは、職場のマナー（服務規律）や待遇などの労働条件を定めたルールブックです。
- n 労働者が10人以上の事業場では作成し、労基署に届出る義務があります。
- n 10人未満であっても作成しておかないと、労務トラブルが起こった時に対応に困ります。特に懲戒規定がないと、雇用契約書にそれを記載していない限り、社員を処分できません。
- n 職場に備付けるなど労働者に周知することによって効力が発生します。
- n 作成や変更の際の労基署の届出には、労働者代表の意見書を添付する必要があります。
- n 変更については、労働者の不利益に変更される内容でなければ、労働者代表の意見が反対であっても受付られます。



# ボランティアと労働者、業務委託の違い

---

- n 労働者とは、「職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者」(労働基準法第9条)
- n 賃金とは使用者が労働者に「労働の対償として支払う全てのもの」
- n 有償ボランティアはボランティアか労働者か？
- n 業務委託の活用
- n 労働者と業務委託の違い



# 労働者性

---

次の1・2を総合的に勘案することで、個別具体的に判断します。

n 1 使用従属性に関する判断基準

(1) 指揮監督下の労働

- ① 仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無、
- ② 業務遂行上の指揮監督の有無、③ 拘束性の有無、④ 代替性の有無

(2) 報酬の労務対償性

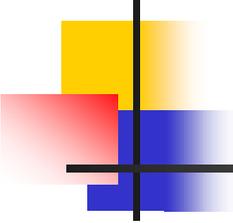
n 2 労働者性の判断を補強する要素

(1) 事業者性の有無

- ① 機械、器具の負担関係、② 報酬の額

(2) 専属性の程度

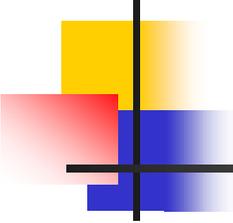
(3) その他



# NPO法人によく見られる労務問題

---

- n 代表をはじめ設立時からの中心メンバーは、NPO法人が掲げる理念の実現、問題解決の方に重きを置いているので、労務管理については、後回しにされがち。
- n 後から入ってきたスタッフが残業代のことなど確認しづらい雰囲気がある。「私たちはお金のために働いている訳ではない」と言われる。
- n ボランティアさんがトラブルの原因になる。
- n 労働者なのかボランティアなのか、業務委託なのかがきちんと区別されていない。
- n 後継者をきちんと育てていない。



## 最後に

---

- n 自分たちの目的とする活動さえしっかりできていれば、内向きのことはどうでもいい！とつい考えがちです。
- n しかし、法人運営を疎かにしては、ほころびが出てきて、きっとその活動を充実して継続させることはできなくなります。
- n 法人運営もきちんと行うことで、末永く活動を継続してください。
- n 今回のセミナーが少しでも皆様のお役に立てば幸いです。

ご清聴ありがとうございました。